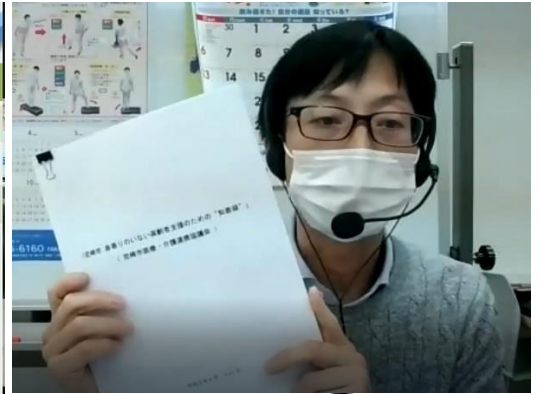


今年度は、あまつなぎと各地域包括支援センター共催で『身寄りのいない高齢者支援のための知恵袋 読み合わせ研修』（多職種研修）を行います。

武庫東・西地域包括支援センターと共催し、『～身寄りのいない高齢者支援の知恵袋～の活用方法をご紹介します』が12月18日（金）の13：30～15：00 ZOOMを使ってWebで開催されました。参加のコンピューターやモバイル台数は関係者を含め、24台でした。1台で複数名参加されている事業所もありました。

## 本日の流れ

時間	内容
13:30～13:33	はじめに 本日の流れの説明
13:33～14:03	「身寄りのいない高齢者のための知恵袋」の概要説明
14:03～14:08	投票
14:08～14:38	グループワーク(3～4人のグループに自動で別れます) 自己紹介後、司会・記録と発表を決める 話し合う内容 ・グループで話し合いたいテーマの知恵袋を決める ・選んだ知恵袋を読み合わせる ・これまでの経験や、知恵袋について思ったことや、気づいたことを話し合う。
14:38～14:48	全体画面に戻り、各グループの発表
14:48～14:58	本日の研修の感想
14:58～15:00	



司会は  
武庫東地域包括支援  
センターの前川さん

- \* 研修の録音・録画、資料等の転用・転載は固くお断りいたします。
  - \* あまつなぎが録画した画像を、ニュースとしてホームページに掲載予定です。
- ご協力 よろしくお願いたします。

【画面共有】身寄りのいない高齢者支援のための知恵袋(案66).docx - Word

レイアウト 参考資料 差し込み文書 校閲 表示 DocuWorks 実行したい作業を入力してください...

4 2 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24 26 28 30 32 34 36 38 40 42 44 48 50

Q. 身寄りのいない人が在宅で亡くなった場合、死亡届や葬儀はどうしたらいいのでしょうか？

★ 知恵袋のポイント

① 死亡届の届出義務者：Ⅰ 同居の親族、Ⅱ 親族以外の同居者、Ⅲ 家主・地主・家屋管理人・土地管理人  
※施設入所者の場合は原則施設長、入院患者の場合は病院長。  
 ※同居親族以外の親族、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人も届出可能(職務ではない)。  
 ※届出人不在の場合は、市区町村長が法務局長の許可を得て、慰問で戸籍に死亡の記載を行う。

② 葬儀は慣習上、相続人が行うことがほとんどであるが、亡くなった人の関係人であれば誰でも行うことが可能である。(その場合、葬儀費用の負担が問題となるので注意が必要→まずは市に連絡)  
↑優先順位：遺留金→遺留物品の売却代金→公費負担(社会保険に付いた最小の範囲)。  
 施設入所者で葬儀執行者がいない場合、市区町村が葬祭を執行

知恵袋

本人が在宅で亡くなった場合、死亡診断書(または死体検案書)については、本人のことをよく知るかかりつけ医が記載することができます。もし、警察に通報した場合は、警察が死因等に関する調査を行います。警察が「犯罪に起因するものでないことが明らかである」と判断した場合には、警察から連絡を受けた医師(かかりつけ医、警察嘱託医など)が死亡診断書(死体検案書)を作成します。

死亡診断書(死体検案書)ができましたら、死亡届の届出人は市に届出を行います。市の戸籍担当に死亡届が受理されると、火葬許可証が発行され、そこではじめて火葬ができる状態となります。しかし、死亡届の届出人は、戸籍法で定められており(記載必須)、それ以外の人が届出をすることはできません。そのため、身寄りのいない高齢者が持ち家で亡くなった場合、届出人が不在ということが起こり得ますが、その場合、届出人が不在であることを市が一定確認した上で、市が法務局長の許可を得て職権で戸籍に死亡の記載を行うことができます。(届出人が不在の人について、警察に通報した場合は、警察が親族調査等も行った上で市に死亡通知を行い、市が上記手続きを行うこととなります。)

(注) 市が届出人が不在であることを確認するには時間を要するため、事前の準備なく市に死亡報告を行うと、その間に遺体を安置する場所の手配に苦労することが想定されます。

(補足) 届出人が不在の人について、通報を受けた警察は種々の調査を行った後、市に「死亡通知」を行います。市が職権で戸籍に死亡の記載を行うことができる場合の一つとして、この通知が位置付けられており、現状、尼崎市では、これに基づく運用が多いようです。(ただし、届出人となる親族等が見つかった場合には、警察や市からその親族に連絡があり、死亡届の届出の促しを行います。)

一方、葬儀については、相続人が執行することが慣習上ほとんどですが、これに限らず、亡くなった人に

「身寄りのいない高齢者支援のための知恵袋」の概要を尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当寺沢課長の説明動画を画面共有しました。

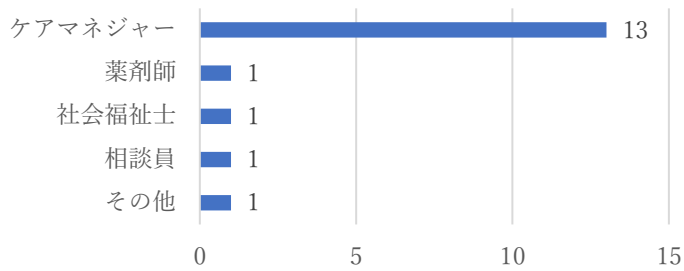
グループワークで、「身寄りのいない高齢者支援のための知恵袋」の一部を読み合わせをした後に、これまでの経験や、知恵袋について思ったことや、気づいたことを話し合い、発表しました。



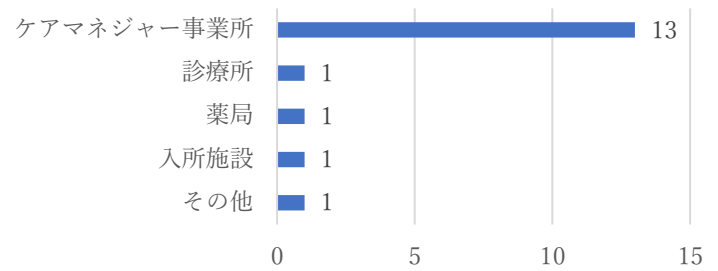
## アンケート結果

Webでのアンケートご回答頂きました。回答率 65%

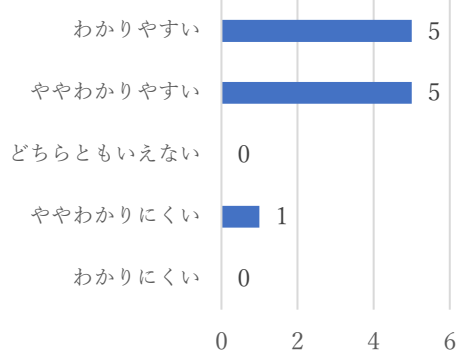
### 参加者職種



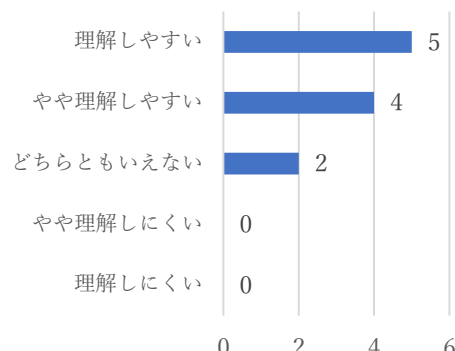
### 参加職場



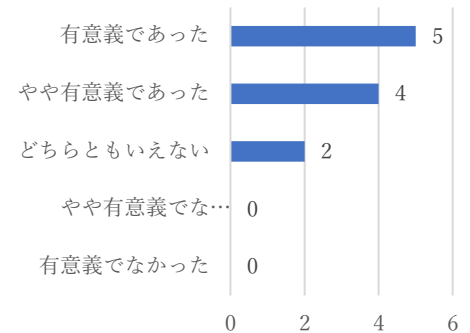
### 概要説明について



### 読み合わせについて



### グループワークについて



ズームに慣れていきたいと思います。

マイクの調整ができず、すみませんでした。しかし、皆様の工夫されているケースが聞けて、大変参考になりました。

みなさんの顔見れて話しができ、楽しかったです。今後もこのような研修をお願いします。履修証明が出るといいのですが・・・ありがとうございました。

介護関係者が多い中、医療から参加させて頂き、ありがとうございました。今回はグループワークで薬剤師さんとお話しさせて頂く機会となり、とても参考になりました。お時間の関係で言えなかった事が1件ございます。介護保険証を持っているだけで、サービスが受けられると思っている患者様がいらっしゃいます。認定を受けて、ケアマネジャーさんが付いて・・・という流れをご存じでない方が多いのではないかと思います。「介護保険証を持っているだけでは、サービスは受けられません！辛くなったら相談しましょう。」みたいなポスターがあると院内に掲示ができて、待合で見て下さるかなと思います。

身寄りのない方の困り事は多岐に渡りありますが、経験した事と、事例がリンクする物もあり参考になりました。一人のケアマネが抱える事は危険で、いかに早く専門家、部署とつかり連携を取ることが鍵かと思います。

ズームでは初めての体験ですが、今後も参加させて頂きます。

知恵袋の存在がわかり大変勉強になった

困った時にまずは参考書として活用していきたいと思います

なかなか、あまつなぎに掲載されている内容やツールを見る事がなく

こうして研修やお知らせ等を頂くとわかりやすいと思いました

もう少し時間があればと思いました

皆さんの意見をもっと聞きたかったです

ありがとうございました